# ■令和６年度の取組実績と令和７年度の実施計画について

資料１

本市では、令和５年度に「第３次草津市自殺対策行動計画（計画期間：令和６年度～令和10年度）」を策定し、かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現に向けた各種取組を行っています。計画をより実効性のあるものとして推進していくためには、計画の進捗状況を把握し、計画的に取組をすすめていくことが重要になります。計画では、数値目標および基本方針ごとに基本施策と評価指標を定めております。また、基本施策ごとに取組の方向性と主な事業を設定しています。数値目標および評価指標に対する取組、評価については以下のとおりです。

## １．数値目標について　自殺死亡率　計画策定時：17.5　目標値：10.4以下　令和６年：12.9

## ２．評価指標について

| 基本方針 | 基本施策 | 評価指標 | 目標値（令和10年） | 令和６年度取組実績と令和７年度実施計画 |
|---|---|---|---|---|
| 1<br>自殺の実態を明らかにします | 1.自殺の実態を明らかにする | 大学や企業との情報交換による実態把握・分析の回数 | 年１回以上 | 【実績】ダイキン工業株式会社に実態把握を行い、働き世代の現状、課題の聞き取りを実施。<br>【評価】従業員数の多い企業においては、保健師などの配置を通して、従業員のメンタルヘルス対策を充実して実施している現状が把握できた。一方、企業の規模や取組方針等に応じ、対策状況が異なることから、実態把握を行い、必要な支援方法等について検討していく必要がある。<br>【令和７年度実施計画】健幸都市賛同事業所に実態把握を行い、働き世代への効果的な自殺対策について検討していく。 |
| 2<br>こころの健康づくりを推進します | 2.健やかなこころをはぐくむ<br>3.一人ひとりの気づきと見守りによる孤立しない地域づくりを行う | こころの健康づくりの啓発の機会数 | ２カ月に１回以上 | 【実績】資料３のとおり。<br>【評価】様々な機会を通じて啓発を実施した。令和５年度に比べ、新規相談者数が増加している中、様々な機会を通じた啓発や広報が相談のきっかけとなったとの声もいただいており、取組には効果があったものと考える。<br>【令和７年度実施計画】引き続き、様々な啓発の機会を活用し、啓発に努める。 |
| | | ゲートキーパーの認知度 | 増加 | 【実績】資料3のとおり。<br>【評価】地域や関係部署、教育機関と連携し研修を実施。例年と比較して回数や受講者数は増加している。様々な機会を通じた研修や啓発等、さらなる認知度向上のため取り組む必要がある。<br>【令和７年度実施計画】引き続き、様々な地域団体や関係機関を通じて研修実施をしていく。 |
| 3<br>背景や状況に応じた生きる支援を行います | 4.子ども・若者の自殺対策を推進する<br>5.女性の自殺対策を推進する<br>6.高齢者の自殺対策を推進する<br>7生活困窮者の自殺対策を推進する<br>8.自殺未遂者の再度の企図を防ぐ<br>9.遺された人への支援を充実する | 自殺未遂者支援を受けている方が再度の自殺企図をしない | 再度の自殺企図をした人がいない | 【実績】令和６年度における新規自殺未遂者把握数は22人。支援中の再企図事例は一定ある。<br>【評価】自殺未遂者の新規把握数は例年と比較して増加しており、過量服薬が６割を占めている。繰り返すケースが一定あるものの、リスクアセスメント会議等の開催により、支援体制を構築することができている。<br>【令和７年度実施計画】引き続き、個々の背景に応じた支援を実施していく。全国的な傾向と同様、本市においても若年層の未遂者が多いことから、教職員向けの自殺対策の啓発を実施し、ネットワークの拡充を図る。また、自殺企図の手段として過量服薬が多くを占めることから、薬剤師会と連携して、過量服薬に関する知識の普及とあわせてゲートキーパー養成研修動画を作成する。 |
| 4<br>ネットワークを強化し総合的な自殺対策を推進します | 10.自殺予防を支える相談・支援を充実する<br>11.庁内・地域における連携を強化し自殺対策をすすめる | 自殺対策推進会議、自殺対策関係課会議の開催回数 | 各年１回以上 | 【実績】各１回開催。<br>推進会議：第３次草津市自殺対策行動計画の進捗について、草津市の自殺の現状の報告、自殺対策の啓発・周知について協議<br>関係課会議：こども若者に関する自殺対策の連携の課題についてグループワーク<br>【評価】庁内、地域における連携を一層強化することに寄与した。<br>【令和７年度実施計画】引き続き、連携を強化するために開催していく。 |

## ３．各事業の取組について

本計画では、基本施策１～11のもとに、計104事業を位置づけており、令和６年度においては、すべての事業を計画どおり進めたところです。
令和７年度に向けての方向性については、「内容を変えずに継続」…102事業（98.1％）、
「対象者や実施方法を変更して継続」…２事業（1.9％）となっています。また、令和７年度より、１事業が追加になり、計105事業で進めていきます。

### ▸対象者や実施方法を変更して継続

| 基本方針 | 基本施策 | | 事業名称 | | 事業内容 | 令和７年度実施計画 | 担当所属 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本方針３．背景や状況に応じた生きる支援を行います | 基本施策（４）子ども・若者の自殺対策を推進する | ■子ども・若者の相談体制の強化 | 69 | やまびこ教育相談室 | 不登校や行き渋りを始めとする、児童生徒や保護者の悩みや不安に対する面談や電話での相談を行います。<br>また、やまびこ教室にて、不登校児童生徒への学校や家庭以外で過ごせる居場所を提供します。 | 引き続き電話や面談を通しての相談および児童生徒の居場所づくりに努めます。**新たに土曜日の電話相談や心理士によるカウンセリング等、**保護者支援と児童生徒の社会的自立に向けた支援をします。 | 教育研究所 |
| | 基本施策（５）女性の自殺対策を推進する | ■妊娠や子育てにおける支援の充実 | 73 | 産後ケア事業 | 産後１年未満（早産児や低出生体重児の場合は、出産予定日を基準にした修正月齢、流産死産も含む）の女性とお子さんで家族等から十分な家事・育児の援助が受けられない、心身の不調や育児不安がある人を対象に、医療機関での宿泊サービス、または助産師による訪問サービスによって、産後の不安や負担を軽減、育児不安を解消し、安心して子育てができるよう支援します。 | 出産日（流産または死産を含む）から１年以内（早産児や予定日より早く産まれた低出生体重児の場合は、出産日から出産予定日の１年以内）の女性とお子さんで家族等から十分な家事・育児の援助が受けられない、心身の不調や育児不安がある人を対象に、医療機関等での宿泊サービス、助産師による訪問サービスに加え、**通所サービスを拡大**し、産後の不安や負担を軽減、育児不安を解消し、安心して子育てができるよう支援します。また、**利用者負担額を３割から２割にし、負担軽減を図ります。** | 子育て相談センター |

### ▸令和７年度追加事業

| 基本方針 | 基本施策 | | 事業名称 | | 事業内容 | 令和７年度実施計画 | 担当所属 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本方針２．こころの健康づくりを推進します | ・基本施策（１０）自殺予防を支える相談・支援を充実する | ■相談支援の充実およびネットワーク体制の強化 | 105 | 家族介護教室・家族介護なんでも相談会 | 専門職によるテーマの異なる介護者向けの教室を年に4回開催し、介護に関する知識や技術の取得支援とともに、介護者同士の交流や介護者のメンタルヘルスを行うことで、介護者の精神的負担の軽減に繋げます。 | 引き続き、高齢者を介護する家族向けの相談教室を４回開催することで、家族介護者への精神的負担を軽減し、相談体制の充実を図ります。 | 長寿いきがい課 |